⑵　測量・建設コンサルタント等業務　４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

①　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

②　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額

③　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

④　審査基準日までの営業年数

６　資格審査結果の確認　当社では、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を発行しない。認定結果及び認定内容については、平成25年４月１日以降に当社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者公表名簿」により確認すること。

（当社ホームページアドレス（資格審査ＵＲＬ））
http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html

７　資格の有効期間　資格認定の日の翌日から平成27年３月31日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に広告する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、社長が別に定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、社長が別に定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において、３⑵の（建設工事に係る添付書類）⑦及び⑧に掲げる書類を提出するとき

④　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けてないとき

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は特殊会社経営事項審査を受けている場合

⑸　次の各号に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。

①　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けたものである場合において、競争参加資格の再度の認定を受けてないとき

②　申請者が民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、競争参加資格の再度の認定を受けてないとき

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年 10 月 18 日

警察庁長官官房会計課理事官　渡邊　国佳

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第 810 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　購入等物品及び数量

即時処理データ端末装置　数量未定

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年11月19日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局通信施設課施設係　星場　貴司　電話03―3581―0141 内線6189

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年10月18日から平成24年11月19日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　平成24年11月19日17時45分

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Real-time Processing Terminal, Quantity is undecided

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 45　19 November, 2012

⑷　Contact point for the notice : Takashi Hoshiba, Info-Communications Planning Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年 10 月 18 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第 24―1214―１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　物質情報３次元可視化装置高速度カメラの製作　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年11月12日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話029―282―1133　内線41035

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年10月18日から平成24年11月７日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成24年10月30日15時00分

⑵　開催場所　〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　原子力科学研究所　第３研究棟３階　Ｊ－ＰＡＲＣ会議室